

奄美群島加工品販路拡大支援実証事業補助金交付要綱【与論町】

(目的)

第1条 奄美群島において、農林水産物などの地域資源等を活用した加工品の消費拡大による経済振興を推進するために、お土産品や新たに開発される商品、伝統食及びその食材などの販路拡大に係る取組を支援し、地域の特性を生かした商品の販路拡大に取組む人材の育成を図る。

(事業内容)

第2条 本事業内容は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 奄美群島において生産された農林水産物などの地域資源を活用した加工品の、群島外への販路拡大に係る経費を補助
- (2) 与論町・奄美群島振興開発基金等の金融機関などが販路拡大に係る計画策定を支援
- (3) 公益的流通改善・販路開拓を行うための開発から販売、販路拡大までの一連の実証（以下、「パイロット事業」という。）。また、パイロット事業を行う場合は、その内容を閲覧に供し、事業推進に努めるものとする。
- (4) 前号において、地域資源の消費拡大及び流通改善並びに販路拡大が十分に期待されると認められる場合は、対象地域を群島外に限らないものとする。

(補助対象事業者)

第3条 この要綱に基づく支援を受けることができる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 生産者等
与論町内に本店又は主たる住所（個人事業主の場合等）を有する生産者又は加工・製造者
 - (2) 流通事業者
与論町内に本店を有し、与論町外で県産品を販売し、又は販売しようとする者
 - (3) 法人及び組合並びに団体等
与論町内で公益活動などを行い、利益や活動が公益性をもたらす者（以下、「公益団体」という。）
- 2 公益団体を除く補助対象事業者については、目標の具体性、実現可能性等の観点から、（仮称）与論町特産品販路拡大支援実証事業費採択審査会にて決定することとする。
- 3 公益団体とは具体的には、（一社）ヨロン島観光協会、与論町商工会、あまみ農業協同組合与論事業本部、与論町漁業協同組合、その他類似する町内の団体を指す。
- 4 パイロット事業については公益団体を指定し、別途協議の上実施する。

(対象経費及び補助率)

第4条 町長は、補助対象事業者が加工品の販路拡大に資すると認められる活動の実施に係る経費のうち、次に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の全部又は一部について、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、補助額については、補助対象経費の10分の8以内とし、1者当たり50万円（1年間）を上限とする。

- (1) 展示会、商談会等に係る参加料、小間料、賃借料及び旅費
 - (2) P Rに必要な資材（のぼり、パンフ等）の作成に係る委託費
 - (3) W e bデザイナー等への委託費（ネット販売に係るホームページの作成等）
 - (4) 加工品の輸送に係る通信運搬費
 - (5) ネット通販サイトでの販売に係る登録料（販売手数料を除く）
 - (6) パッケージ開発費
 - (7) 実証に必要な機材のリース費
 - (8) 前号のほかパイロット事業に必要な経費、但し営利に資するものは除く
 - ア 材料費
 - イ 加工費
 - ウ 日当（但し、経常的なものを除く）
 - エ 手数料
 - オ 協議に係る事務費
 - カ 評価・販路調査に係る経費及び旅費
 - (9) その他町長が必要と認める経費
- 2 このほか、第3条の(3)に該当する公益団体が行う場合は補助額を対象経費の10分の10以内とし、規模については予算の範囲内で別に町長が定める。

（補助対象外経費）

- 第5条 支出した経費の全部又は一部について、補助の対象となる目的以外の支出が認められる経費については、補助対象外とする。
- 2 交付決定前に支出を行った経費、相殺等支出が確認できない経費については、補助対象外とする。

（交付の申請）

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1号による交付申請書及び次に定める関係書類を町長に提出しなければならない。ただし、町長が、特に必要がないと認める場合には、関係書類の一部を省略させることができる。
- (1) 申請者の履歴事項証明書
 - (2) 決算書（直近2期分）
 - (3) 県税納税証明書（法人事業税又は個人事業税）
 - (4) 国税納税証明書（法人税又は申告所得税）
 - (5) 申請者概要（別紙1-1）
 - (6) 企画書（別紙1-2）
 - (7) 工程表（別紙1-3）
 - (8) 収支計算書（申請）（別紙1-4）
 - (9) 誓約書（別紙1-5）
 - (10) その他申請内容を補完するために必要な書類
- 2 第1項の申請書は、補助事業の実施日から起算して14日前までに町長に提出しなければならない。ただし、この要綱の適用の日又は毎年度4月1日から補助事業実施までの期間がその日数に満たない場合は、この限りではない。

なお、第1項に掲げる関係書類の提出に当たっては、事前に奄美群島振興開発基金等の金融機関の確認を受けたものを提出すること。※参考【基金の処理期間は1週間程度】

- 3 申請者は、第1項の補助金の申請をするに当たっては、当該補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 4 公益団体がパイロット事業を実施する場合は、与論町補助金等交付規則及び与論町農林水産関係補助金等交付要綱の提出書類に代えることができる。
- 5 申請者は、補助対象経費を同じくする他の補助金と重複して申請してはならない。

（交付の決定）

- 第7条 町長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、様式第2号による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。
- 2 前項の交付の決定に当たり、町長は補助金の適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加え、又は条件を付して交付の決定をすることができる。

（申請の取下げ）

- 第8条 前条の補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、前条第1項の通知を受けた日から起算して14日を経過した日までとする。

（変更等の承認）

- 第9条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第3号による計画変更承認申請書を町長に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 補助対象経費の区分間におけるいずれか低い額の3割を超える額の配分を変更するとき。但し、パイロット事業を行う場合は事業費の3割を超える増減がある場合。
 - (2) 補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる場合を除く。
 - ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - イ 補助目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部変更である場合
- 2 町長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
 - 3 町長は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を付した場合は、別記様式第4号による補助金交付決定変更通知書により、補助事業者に通知するものとする。

4 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止する場合は、その理由を記載した様式第5号による中止（廃止）承認申請書を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（事故報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第6号による事故報告書を町長に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、町長が報告を求めたときは、様式第7号による遂行状況報告書を速やかに提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき若しくは補助事業の廃止の承認を受けたときは、14日以内、但し期限内に様式第8号による実績報告書及び次に定める関係書類を町長に提出しなければならない。

(1) 事業成果報告書（別紙2-1）

(2) 収支精算書（実績報告）（別紙2-2）

(3) その他申請内容を補完するために必要な書類

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第1項の実績報告後においても町長の指示があるときは、補助事業に係る実績、効果等について報告しなければならない。

（額の確定）

第13条 町長は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第9号による補助金の額の確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

2 前項において確定をしようとする補助金の額に、1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

3 パイロット事業において、やむを得ない事由により当該年度において余剰金が発生する場合、次年度に継続して実施する場合に限りその額を繰り越すことが出来る。

（補助金の請求）

第14条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、補助金の概算払又は精算払を受けようとするときは、様式第10号による概算払請求書又は様式第11号による精算払請求書を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 15 条 町長は、第 9 条第 4 項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第 7 条の決定の内容（第 9 条第 1 項の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく町長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 町長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 町長は、前項の返還を命ずる場合は、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて与論町契約規則で示された割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずることができる。

4 第 2 項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付の期限は、当該命令のなされた日から 30 日以内とし、町長は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて与論町契約規則で示した遅延金を徴するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 16 条 町長は、第 13 条の規定に基づく補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第 12 号により町長に速やかに報告しなければならない。

2 町長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の返還については、前条第 4 項の規定を準用する。

(立入検査)

第 17 条 町長は、補助金の交付手続上必要があると認めるときは、補助事業者に対し必要な資料の提出を求め、又は関係職員（その委任を受けた者を含む。）に帳簿、証拠書類、その他物件を検査させることができる。

(補助金の経理)

第 18 条 補助事業者は、補助事業の経理について、他の経費と明確に区分し、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び補助金に係る証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業を廃止した日又は完了した日の属する日の年度の翌年度から 5 年間保管しておかなければならない。

(産業財産権に関する届出)

第 19 条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権又は意匠権（以下「産業財産権」という。）を取得した場合、又はこれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく様式第 13 号による産業財産権届出書を町長に提出しなければならない。

（補助金の収益納付）

第 20 条 補助事業者は、補助事業実施中及び終了後一定期間内に、補助事業の成果に基づく産業財産所有権譲渡又はそれらの実施権の設定等により収益があったときは、様式第 14 号による収益状況報告書を町長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、町長が前項の報告に基づき相当の収益を生じたと認定したときは、町長の発する指令に従って、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納入しなければならない。

3 町長は、前項の認定に際して必要な条件を付することができる。

（雑 則）

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 1 日から適用する。